

第 3 回

熊本県議会

文教治安常任委員会会議記録

平成19年9月26日

開 会 中

場 所 第 2 委 員 会 室

平成19年9月26日（水曜日）

午前10時0分開議

午後0時41分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成19年度熊本県一般会計補正予算（第5号）

議案第16号 熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 熊本県立美術館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第29号 工事請負契約の締結について

議案第52号 平成19年度熊本県一般会計補正予算（第6号）

議案第53号 和解について

報告第24号 財団法人熊本県スポーツ振興事業団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第25号 財団法人熊本県暴力追放協議会の経営状況を説明する書類の提出について

請第10号 政府に教育改革を求める意見書提出に関する請願

請第1号 県立高等学校再編整備計画に関する請願

請第4号 熊本県立八代東高等学校定時制の存続に関する請願

請第5号 熊本県立阿蘇清峰高等学校の存続を求める請願

請第6号 県立高等学校再編整備計画に関する請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①県関与見直し実行計画に基づく県出資団体等の見直し状況報告について

②県立高等学校の再編整備等について

③熊本県手数料条例の一部を改正する条例（案）の概要について

出席委員（8人）

委員長 吉 永 和 世

副委員長 守 田 憲 史

委員 倉 重 剛

委員 松 村 昭

委員 小 杉 直

委員 平 野 みどり

委員 氷 室 雄一郎

委員 早 田 順 一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 柿 塚 純 男

総括教育審議員兼

教育次長 新 井 久 徳

総括教育審議員兼

教育次長 石 井 二三男

教育次長 中 村 和 道

首席教育審議員兼

教育政策課長 吉 村 孝

福利厚生課長 中 村 義 臣

高校教育課長 石 井 博 憲

義務教育課長 木 村 勝 美

首席教育審議員兼

学校人事課長 松 葉 成 正

社会教育課長 遠 藤 洋 路

人権同和教育課長 堀 田 浩一郎

文化課長 梶 野 英 二

体育保健課長 八十田 宏
 首席教育審議員兼
 施設課長 橋 口 正 治
 高校整備政策監兼
 高校整備推進室長 後 藤 泰 之
 警察本部
 本部長 横 内 泉
 警務部長 蝦 名 幸 二
 生活安全部長 徳 永 幸 三
 刑事部長 森 田 惟 信
 交通部長 黒 木 修
 警備部長 島 崎 政 廣
 参事官兼首席監察官 古 川 隆 幸
 参事官兼警務課長 松 本 一 幹
 参事官兼会計課長 吉 村 郁 也
 総務課長 吉 長 立 志
 理事官
 兼生活安全企画課長 山 内 誠 次
 参事官
 兼刑事企画課長 藤 井 勝 公
 理事官
 兼交通企画課長 浦 田 潔
 交通規制課長 木 庭 強
 理事官
 兼警備第一課長 中 尾 憲 史

事務局職員出席者

議事課課長補佐 菊 住 幸 枝
 政務調査課課長補佐 松 本 公 利

午前10時0分開議

○吉永和世委員長 ただいまから、第3回文教治安常任委員会を開会いたします。

今回、新たに付託された請願が1件あり、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

請第10号についての説明者を入室させていただきます。

(請第10号の説明者入室)

○吉永和世委員長 請願の写しを各委員の方

には配付してありますので、御説明は簡潔にお願いいたします。

はい、どうぞ。

(請第10号の説明者の趣旨説明)

○吉永和世委員長 よくわかりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りいただきたいと思います。

(請第10号の説明者退室)

○吉永和世委員長 次に、平成19年6月25日付で警察本部に人事異動がっておりますので、新任者の自己紹介をお願いいたします。

(森田刑事部長～井上交通機動隊長の順に自己紹介)

○吉永和世委員長 それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について警察本部、教育委員会の順に執行部の説明を求めたいと思います。

それでは、警察本部長から総括説明を願い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、横内警察本部長。

○横内警察本部長 おはようございます。

委員長初め委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり深い御理解と温かい御支援をいただいているところであり、また、先般開催いたしました「犯罪抑止・子どもフォーラム」並びに「永年勤続職員表彰式」に、大変お忙しい中、副委員長に御臨席いただき、まずもって、この場をお借りして御礼を申し上げます。

また、吉永委員長、氷室委員におかれましては、御尊父様の御逝去、改めて衷心より御冥福をお祈り申し上げます。

さて、県警察では、県民の皆様が安全で安心して暮らせる熊本を実現するため、本年、平成16年に策定した「熊本県警察緊急治安対策プログラム」の最終年として、組織を挙げて諸対策を推進していることにつきまして

は、さきの文教治安常任委員会においても御説明申し上げたところでございます。

しかし、懸命の取り組みにもかかわらず、3年連続で減少してまいりました刑法犯認知件数が、本年に入り自転車盗、車上ねらいなどの身近な犯罪を中心に増加に転じ、8月末現在で1万3,352件と対前年比で415件、率にして3.2%のプラスとなっておりますほか、人身交通事故につきましても、減少傾向にはあるものの、「緊急治安対策プログラム」の目標達成は極めて微妙であり、また、6月から8月にかけて、昨年の2倍を超える35人の方が交通事故によりとうとい生命を落とされるなど、治安情勢は厳しい現状が続いております。

加えて、8月18日に福岡市内で指定暴力団道仁会の会長が射殺され、その翌日には本県で道仁会から分裂した九州誠道会の幹部が銃撃される事件が発生し、周辺住民の方はもちろんのこと、県民の皆様にも不安と脅威を与えております。

これにつきましては、両組織による抗争事件の可能性を視野に入れ、速やかに「暴力団道仁会・九州誠道会集中取締推進本部」を設置して、現在、被疑者の検挙と発砲事件の防圧に取り組んでいるところであります。

さらに、全国育樹祭開催まで2カ月と迫り、式典を含めた各種行事がつつがなく、かつ成功裏に進むよう、目下、警衛警備の万全に向けた詰めの対策を実施しております。

このほかにも、殺人・強盗などの重要犯罪の徹底検挙を初め、少年の非行防止と保護対策、振り込め詐欺等匿名性の高い知能犯罪対策、来日外国人犯罪対策等取り組むべき課題が山積しておりますが、「安全で安心な熊本」を実現するためには、いずれもないがしろにすることのできないものばかりであり、かつ、治安回復はこれら一つ一つの課題に対する的確な対応の総体として成し遂げられるものとの認識のもと、私以下3,400人の職員全員が

心を一つにして各課題に全力で取り組んでまいり所存であります。

どうぞ、委員長初め委員の皆様方には、引き続き警察活動に対するさらなる御理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。

それでは、警察関係の議案であります。今回提案しておりますのは、第1号議案平成19年度熊本県一般会計補正予算。これは、防弾ヘルメット、防弾盾の整備のための装備品維持管理費等警察費総額2,745万円余をお願いするもの。第29号議案工事請負契約の締結について。これは、水俣警察署庁舎新築工事に伴うもの。報告第25号議案財団法人熊本県暴力追放協議会の経営状況を説明する書類の提出について。これは、同協議会の事業の決算及び計画に関する書類を提出するものであります。

これらの議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、総務常任委員会で御審議いただいておりますところのICカード化運転免許証導入に伴う運転免許関係手数料の改定概要、その他県出資団体等の見直し状況報告につきましても、後ほど担当課長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉村会計課長 それでは私の方から、予算関係議案につきまして、お手元の資料に基づき御説明いたします。

まず、資料1ページの第1号議案平成19年度熊本県一般会計補正予算(第5号)についてでございます。

警察本部費で、844万4,000円の増額をお願いしております。資料の説明欄の警察一般管理費でございますが、(1)の警察官増員関係経費161万9,000円は、平成19年度の警察官増員として認められました30人のうち、金融不良債権関連事犯対策として10年間の増員措置

期限が経過しました14人を除く16人の採用に伴って必要となります健康診断費及び机・椅子等の備品整備に要する経費でございます。

次に(2)の警察統合OA整備費358万3,000円につきましては、警察情報の暗号化に要する経費であります。警察情報の漏洩防止方策としましては、これまでも関係規定の整備でありますとか私物パソコンの利用を排除するための捜査用携帯パソコンの整備等を図ってまいりましたが、今回さらにこの対策を強化するため、パソコンからフロッピーディスク等の外部記録媒体へ警察情報を出力する際に、警察文書の暗号化を図ることといたしました。暗号化のためのソフトにつきましては、警察庁が開発したものを無償で使用しますが、このソフトを起動させるためには専用キーの役目を果たすUSBメモリーが必要となりますところから、係の業務運営上必要な1,815本を整備することとしたものであります。

ちなみに、USBメモリーというのは……(資料を示す)こういった形状のものでございます。これを挿入することによって、作動するシステムとなっております。

次に、(3)の汎用系情報管理システム整備費324万2,000円につきましては、現在、警察庁のシステムと相互に接続し捜査情報照会業務を運用しておりますが、今回、警察庁のシステムが一部変更され、平成20年3月から新システムとして運用されることとなりました。このため、県のシステムもこれにあわせて改修する必要が生じたことから、この改修に要する経費をお願いしたものであります。この改修によりまして、個人照会業務につきましては旅券番号によりまして照会が可能となりますほか、多様な照会ニーズに迅速かつ正確に対応可能となるものでございます。

次に装備費でございますが、1,900万8,000円の増額をお願いしております。これは全国的に多発しております銃器使用犯罪に迅速・的確に対応し、県民の平穏な生活を確保する

ため、事件等の最前線の現場で活動する地域部門を優先的に、耐弾性の高い防弾ヘルメット、防弾楯を緊急に整備するものであります。

9月補正では、熊本市内のパトカー勤務員、郡部の交番勤務員を優先的に整備することとしておりますが、今後も計画的な整備をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、合計しますと補正後の平成19年度警察費歳出予算総額は426億6,918万1,000円となります。

それでは次に契約関係議案についてでございますが、資料2ページの第29号議案工事請負契約の締結について説明をさせていただきます。

これは、水俣警察署の移転新築に伴います、建築工事分の契約にかかるものでございます。本年7月26日に条件付きの一般競争入札を実施しましたところ、説明資料のとおり4億7,019万円で落札されております。落札額は、予定価格の75.75%であり、低入札価格調査対象となりましたので、施工業者に対して各種調査を実施しましたところ、契約の内容に適合した施工がなされると認められましたので、8月22日に仮契約を行っております。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○中島組織犯罪対策課長 着座のまま説明させていただきます。

報告第25号財団法人熊本県暴力追放協議会の経営状況を説明する書類の提出についてにつき、御説明いたします。

その前に、財団法人熊本県暴力追放協議会について、若干の説明を申し上げたいと思います。

同協議会は、県民の総意を結集して暴力追放運動を強力にかつ恒常的に推進することにより、暴力団員による不当な行為を初めあらゆる暴力を追放し、もって暴力のない明るい

住みやすい熊本県の実現に寄与することを目的として、県、各市町村及び民間団体等の出資により、平成3年に設立された公益法人でございます。

それでは、平成18年度の収支決算及び平成19年度の事業計画に基づき、同協議会の経営状況について御説明をいたします。

まず、お手元の「財団法人熊本県暴力追放協議会の経営状況を説明する書類」と題する資料の10ページをお開きください。

平成18年度の収支決算についてでございます。収入は、基本財産運用、賛助金、それに県からの委託事業であります責任者講習受託事業費、地方公共団体からの補助金等が主なものでございまして、それに投資有価証券償還金を加えて、収入総額は9,708万4,883円となっております。

支出は、事業費として広報啓発活動、暴力団排除組織支援活動、相談活動、責任者講習等の事業費、管理費としての人件費、事務費、事務所借り上げ経費及び投資有価証券取得支出、退職慰労引当金がそれぞれ主なものでございまして、支出の総額は9,785万9,939円となっております。

これに前期繰越金の227万8,805円を加えた後の収支差額が150万3,149円となり、この150万3,149円につきましては、本年度への繰越金となっております。

次に、21ページをお開き願いたいと思います。

平成19年度の事業計画についてであります。前年に引き続き、暴力団を許さない県民意識の盛り上げ、暴力団員等による不当な行為による被害の防止、この二つを基本として、具体的事業としましては広報啓発活動、暴力団排除組織支援活動、暴力団員に関する相談活動、少年保護活動、暴力団離脱者等の社会復帰支援活動、責任者講習、被害者救済などを行ってまいりたいと考えております。

続きまして、平成19年度の収支予算につい

てでございます。資料の24ページを、お開きください。

予算額は3,924万7,000円となっております。前年度と比べて今年度は、国債購入のための投資有価証券取得分はありません。事業活動の収支は、前年と同様に緊縮されておりますところから、より一層適正かつ効果的な事業の推進を図ることとしております。

以上、財団法人熊本県暴力追放協議会の平成18年度収支決算及び平成19年度事業計画について、説明いたしました。

引き続き、お手元の「県出資団体等の見直し状況報告」と題するA4横書きの資料をごらんください。

県出資団体等に対する県の関与見直し実行計画にかかる団体の、これまでの見直し状況について申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、資料をごらん願いたいと思います。

警察本部が、平成18年3月に見直し実行計画を作成した団体は、熊本県暴力追放協議会の1団体のみです。

同協議会の方向性及び見直し状況として示しました方向性は、協議会の行う各種事業の特殊性等から、廃止や統合はできないというところから、県の関与を縮小して存続していくとしており、今後も実行計画に基づく見直しを継続しながら、同協議会の事業を推進していきたいと考えております。また、団体代表者等への県職員の就任につきましては、協議会設立当初の平成3年から、理事に県総務部長、評議員に県総務部人事課政策調整審議員の2名が非常勤・無報酬として就任しております。これにつきましては、行政機関の代表として県・市の職員の役員就任は不可欠なものと考えており、今後も引き続き理事、評議員への就任継続を要請していく方針でございます。

同協議会への県職員の派遣につきましては、平成14年から派遣を中止しており、今後

も派遣の予定はありません。

また県費の出資につきましては、平成16年度の予算では1,732万円でありましたが、平成17年度から22年度までの5年間で160万円の削減を目標に掲げ、見直しを図った結果、平成17年度は1,721万円、平成18年度及び平成19年度はそれぞれ1,661万円となっており、この3年間で当初の目標に迫る153万円の予算削減を行っております。

見直し実行計画の推進に当たりましては、引き続き同協議会の公益性を損なうことのないよう十分配慮しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも委員の先生の方の御理解とお力添えをお願いして、報告を終わらせていただきたいと思います。以上です。

○吉永和世委員長 それでは、続いて教育委員会から説明をお願いします。

初めに柿塚教育長。

○柿塚教育長 改めまして、おはようございます。

議案の説明等に先立ちまして一言申し上げます。吉永委員長の御尊父勝秀様が9月3日に、氷室委員の御尊父輝様が8月25日に御逝去されましたことにつきまして、改めまして謹んでお悔やみを申し上げますとともに、心から御冥福をお祈り申し上げたいと思っております。

県立高校の再編整備等につきましては、8月21日の教育委員会において「県立高等学校再編整備等基本計画」の案と「県立高等学校再編整備等実施計画(前期)」の案を決定し、公表させていただきました。

その後、パブリックコメントを実施いたしました。このパブリックコメントでの意見、これまで各方面からいただいた意見、議会での議論等を踏まえて、この秋のうちにも計画を決定できればと考えておるところでございます。

ます。

これまで、私どもは地域等からの意見のくみ上げをできる限り行い、計画案にできる限り反映させてまいりました。計画決定後も、今議会での代表質問等でお答えをさせていただきましたように、地域の方々等との意見交換を続けていくことはもちろんでございますが、計画で再編・統合の対象としている学校でありましても、入学者数が大幅にふえるといった大きな状況の変化があれば、再編・統合について再考したいと考えているところでございます。

少子化とそれに伴う県立高校の小規模化が進む中、高等学校段階で求められる教育環境をしっかりと確保していくためには、県立高校の再編整備は避けられないと考えております。皆様方の御理解と御協力を、お願いいたします。

次に、今議会に提案されております教育委員会関係議案の概要につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、第1号議案及び後で述べます第52号議案平成19年度熊本県一般会計補正予算につきましては、9,451万7,000円の増額補正をお願いしております。

「先導的教育情報化推進事業」は、情報化による学校業務の効率化等の効果を検証し、県立学校における教育の質の向上と学校経営の高度化を図るものでございます。

「熊本県ものづくり人材育成プロジェクト事業」は、専門高校と地域産業界とが連携し、生徒に高度な加工技術等を身につけさせ、地元企業に貢献する職業人の育成及び企業定着率向上を図るものでございます。

「学校・地域保健連携推進事業」は、心の健康問題に対しまして、県内公立小・中・高等学校の要請を受けまして、精神科医等の専門医への相談を実施する事業でございます。

「総合型地域スポーツクラブ地域づくり事業」は、本県の火の国広域スポーツセンター

の指導支援のもと、総合型地域スポーツクラブが地域の中心となって、子供のスポーツ活動の充実などに取り組むことを通し、活力ある地域づくりを推進する事業でございます。

また、7月の梅雨前線豪雨に伴います災害対策といたしまして、県立矢部高校実習林内の道路法面の一部崩壊の復旧に取り組むことといたしております。

なお、同時期に八代農業高校泉分校の通学路であります県道小川泉線の法面が崩落し通行どめとなりましたが、速やかに仮設道路及び仮設橋が建設され、生徒たちの通学路が確保され、無事に2学期を迎えられましたことにつきまして、御心配・御配慮いただきました県議会の皆様方に対し、お礼を申し上げさせていただきますと思います。

次に、条例関係でございます。

議案第16号「熊本市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例」は、へき地教育振興法施行規則の一部改正に伴いまして、へき地学校等指定の見直す時期の弾力化を図るため、関係規定を整備するものでございます。

議案第17号「熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、事務の効率化・迅速化を図るため、熊本県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするため、関係規定を整備するものでございます。

議案第18号「熊本県立美術館条例の一部を改正する条例」は、熊本県立美術館本館の多目的室を改修いたしまして、美術館の一部として永青文庫展示室を開設するため、関係規定を整備するものでございます。

なお、永青文庫展示室は平成20年4月25日開館の予定でございます。

次に、報告関係でございます。

報告第24号「財団法人熊本県スポーツ振興事業団の経営状況を説明する書類の提出について」は、地方自治法第243条の3第2項の

規定に基づく当該事業団の平成18年度決算及び平成19年度事業計画に関する報告でございます。

最後に、3年前に県立高校での水泳の授業中に、危険な飛び込みを行った生徒が首の骨を損傷し、両手の指と下半身が不随となった事故がありました。残念ながら訴訟となっておりますが、9月11日に裁判所から和解勧告があり、これに応じることといたしましたので、急遽、第52号議案平成19年度熊本県一般会計補正予算及び第53号議案和解についてを追加提案いたしました。

以上が、今議会に提案申し上げております議案の概要でございますが、今委員会では、このほか、県関与見直し実行計画に基づく県出資団体等の見直し状況報告及び冒頭申し上げました県立高等学校再編整備等について御報告させていただきたいと思っております。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○吉村教育政策課長 座ったまま説明いたします。

教育政策課でございます。

冒頭提案関係の説明資料2ページを、お開きください。

まず、先導的教育情報化推進事業について、説明いたします。

県立学校では、生徒用の教育パソコン等の環境整備につきましては昨年度完了いたしまして、生徒の情報スキルやモラルの向上等に活用されております。ただ、教職員の校務用の環境整備につきましては、ネットワークを使った共同処理や情報共有が十分に図られておらず、セキュリティ一面も含めて校務の効率化、高度化を検討すべき状況にあります。

このような課題は全国的なものでございまして、文部科学省においては国家戦略の一環として教育の情報化をさらに推進するため、

本年度から先進的、実践的な調査研究を公募により委託事業を開始され、本県も校務の情報化というテーマで応募し、採択されたのがこの事業でございます。

この調査研究事業では、県立学校から5つの学校をモデル校として選定し、パソコン等の環境整備を図り、実際の校務処理の方法を見直しながら、学業成績や庶務事務等の校務処理を支援するシステムを3年間にわたって学校現場で開発と検証を繰り返しながら、その効果を実証していくこととなります。

教育委員会としましては、この事業により県立学校の校務処理を効率化するだけではなく、削減された時間を教員本来の任務でございます指導面に振り向けることにより、教育力アップを支援するとともに経営力アップにつなげてまいりたいと考えております。

また、この取り組みにより一定の成果が上げられれば、市町村教育委員会にも紹介して、小・中学校を含めた県全体の校務情報化を支援してまいります。補正予算額3,490万円余は、全額国庫支出金でございます。

次に、追加提案いたしました小国高校プール事故にかかわる損害賠償請求訴訟の和解に関する補正予算と議案について、御説明いたします。

資料は、別冊になっております追補関係の、2ページと3ページをごらんください。

平成16年7月7日、3年生男子生徒に対し競泳スタートの飛び込みの実技テストが行われ、不合格の10名には事後指導のため一角に集合させ、合格の20名には自由時間を指示していたところ、合格者の1人が危険な飛び込みを行い、頭部からプールの底に突っ込み、頸椎と呼ばれる首の骨を損傷する大きな事故が発生しました。

その結果、この生徒は両手のすべての指それから両下肢の機能が全廃となり、そのほかに体温調節等の自律神経あるいは排せつ機能にも支障を来し、今後も車いす生活を余儀

なくされるという重い障害を負うことになりました。

この事故について、生徒の両親は県側に安全配慮義務違反があったとして、平成17年4月損害賠償を求める訴訟を提起されました。

教育委員会としては、この生徒は事故当時18歳で、通常以上の運動能力と正常な判断能力を備えているにもかかわらず、あえて危険な飛び込みを行って障害を負ったものであるとして応訴しました。

相手側の立場もございますので、訴訟の経過等については省略させていただきますが、去る9月11日、裁判所から和解勧告がございました。それによりますと、双方に過失を認め、県に対して生徒の就業が困難であることに伴う逸失利益及び家族の介護費用を主な内容として、3,600万円の支払いを求める内容となっております。

県教育委員会としては、校内における授業中の事故であり、それから同種の重度障害事故について被害者救済を重視する事例が多いこと、担当弁護士も先例等に照らして妥当なところという見解であるということ、それから原告側が和解内容を了解していること、裁判所の早期救済という意向を踏まえまして、円満かつ早期解決を図るために、和解勧告に応じることにしました。

なお、この和解案を9月議会で可決いただきました場合は、来月、和解調書を作成した後、具体的な支払い手続きに入ることになります。

また、損害保険契約を結んでおりますので、3,400万円は保険会社が補てんすることになりますので、県の実負担額は200万円ということになります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石井高校教育課長 高校教育課でございます。座ったまま説明させていただきます。

説明資料は、2ページでございます。

今回の補正予算では、熊本県ものづくり人材育成プロジェクト事業に要する経費としまして、教育指導費1,513万4,000円の増額補正をお願いしております。

本事業の内容は、文部科学省からの指定を受け、学校と地域産業界とが連携してものづくり人材の育成及び地域産業界のニーズに応じた職業人の育成をするためのプログラムについて、開発実証を行うというものでございます。具体的には、指定を受けました御船高校、小川工業高校、八代工業高校において生徒の企業実習及び企業技術者等によります特別授業、また教員の企業研修等を行うことによりまして、生徒に高度加工技術を身につけさせるなど、地元企業に貢献する職業人の育成及び就職の企業への定着率を高めようとするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松葉学校人事課長 学校人事課でございます。着座のまま説明をさせていただきます。

今議会に、2本の条例改正を提案しております。資料の4ページを、お願いいたします。

まず、議案第16号熊本縣市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、へき地教育振興法施行規則の一部改正に伴い、条例の規定を整備するものでございます。

内容は、僻地学校の指定の見直し時期について、「6年ごと」とされているものを、おおむね6年ごと」に改めるものでございます。

その理由は、6年ごとに指定基準に従って僻地学校の指定の見直しをしておりますが、次回の見直し時期は平成20年1月でございます。一方、指定基準自体が20年4月に改正が予定されており、この基準改正による見直しを21年1月に行う必要がございます。1年で2回の見直しが必要になるということござ

います。そのため、6年ごとの周期的な見直しの時期に若干の幅を持たせることにより、2回の見直しを一括して21年1月の1回で行うことができるようにする改正でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

議案第17号熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この改正内容は、事務の効率化、迅速化を図るため、熊本県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするものでございます。現在、県費負担教職員の住居手当及び通勤手当にかかる認定等の事務は、既に市町村が処理することとされているところでございますが、これらに加えまして扶養手当、単身赴任手当及び児童手当にかかる認定等の事務についても市町村が処理することとするものでございます。

なお、これらの事務の移譲については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によりあらかじめ市町村長に協議し、すべての市町村長から同意を得ているところでございます。

以上が、議案の概要でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○梶野文化課長 文化課でございます。座ったまま説明させていただきます。

説明資料10ページをお願いいたします。議案第18号熊本県立美術館条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、県立美術館本館の多目的室を改修して永青文庫展示室を開設するために、関係規定を改正するものでございます。

改正内容としましては、まず新たに開設します永青文庫展示室の観覧料の設定と、本館常設展示室と永青文庫展示室を合わせた共通の観覧料を新たに定めるものでございます。

次に、本館多目的室を改修して永青文庫展

示室とするために、利用施設としての多目的室を廃止することといたします。

また、観覧料及び施設使用料にかかる消費税を総額表示にするために、関係規定の整備を行うものでございます。

具体的な金額につきましては、15ページの新旧対照表の新的の方をごらんいただきたいと思います。

新たに設定する観覧料は、別表第1の永青文庫展示室を一般人200円、大学生を120円、それから本館常設展示室と永青文庫展示室の両方を見る場合の共通の料金を一般人400円、大学生240円としております。そして、それぞれについて団体料金を設定しております。次に、別表2から多目的室を削除しております。

そのほか、別表1、別表2それぞれ消費税を加算した表記に改めることとしております。

なお、永青文庫展示室は平成20年4月25日の開館を予定しており、現在、改修工事を進めております。

条例の施行日につきましては、平成20年4月25日から施行することといたしております。

以上、御審議のほどをよろしく願いいたします。

○八十田体育保健課長 体育保健課でございます。説明資料3ページを、お願いいたします。

まず、保健体育総務費として200万円の増額補正をお願いしております。事業は、学校・地域保健連携推進事業で、昨年まで熊本県学校保健会が国から委嘱を受けていた事業で、本年3月教育委員会への委託事業に変更されたものでございます。

事業内容は、地域保健と連携のもと、児童生徒の心身の健康問題に対応するため、学校の要請により専門医などへの相談を行うな

ど、児童生徒に関する心身の健康教育活動を行うものでございます。

次に、体育振興費として489万9,000円の増額補正をお願いしております。事業は、5月に国から委託が決定しました総合型地域スポーツクラブ地域づくり事業でございます。

この事業は、本県の火の国広域スポーツセンターのコーディネートのもと、総合型地域スポーツクラブが地域の中心となって、子供のスポーツ活動の充実などに取り組むことを通して、活力ある地域づくりを推進するものでございます。

単年度のモデル事業で、本年は南関すこやかスポーツクラブを実践クラブとして、就学前の幼児と小学校低学年の児童及びその保護者を対象に実施するものでございます。

以上、総額689万9,000円の増額補正をお願いしております。

次に、説明資料の16ページをお願いいたします。

報告第24号の、財団法人熊本県スポーツ振興事業団の経営状況を説明する書類の提出について、御説明いたします。

同財団は、平成17年まで県民総合運動公園を始め5施設の管理運営を受託してまいりましたが、平成18年度からは指定管理者として県民総合運動公園、県立総合体育館、藤崎台県営野球場の3施設の管理運営を行っております。

それでは、お手元の資料財団法人熊本県スポーツ振興事業団の経営状況を説明する書類により、平成18年度決算及び平成19年度事業の計画について、御説明いたします。

まず、1ページから8ページにつきましては、当財団が自主事業として取り組んでおります各種スポーツ教室や講習会、イベント、その他事業の平成18年度の実績でございます。

続きまして、9ページから14ページにつきましては、県立体育施設の指定管理にかかる

運営状況を記載しております。9ページをごらんください。

まず、県民総合運動公園のほか2施設の平成18年度の利用実績でございます。利用者数は、106万5,000人弱、使用料等収入は1億6,682万円余となっており、対前年比は利用者数で約2.0%の増、使用料等収入で約1.1%の増となっております。

次ページを、お願いいたします。

サービス向上に向けた取り組みを進めており、例えば春季、夏季シーズンにおける供用日の拡充や、夜間照明施設のある野外施設の供用時間の延長を行い、利用者増につながっております。

以下、14ページまでが、管理運営の詳細を記載しております。

15ページからは、平成18年度決算書を掲載しておりますが、17ページの収支計算書、総括表により説明をさせていただきます。

事業活動収入としては、合計8億9,873万5,000円余となります。

収入の主な内容は、3つの県立体育施設の県からの指定管理料及び自主事業として開催しているスポーツ教室の会費等でございます。

また事業活動支出としては、合計8億7,899万1,000円余となっております。

そして、その他の収入支出を勘案し、総収入から総支出を差し引いた当期収支差額は、1,134万9,000円余となっております。

以下25ページまでが、公益法人会計基準にのっとり財務諸表を掲載しております。

続きまして、平成19年度の事業計画でございます。資料は、26ページからでございます。

当財団は、県全域のスポーツ振興を支援していくとともに、受託した県有スポーツ施設の管理運営に努めていくことを目的としております。

主な事業としましては、スポーツ振興事業、魅力ある施設づくりの各種事業、県から受託

した施設の管理運営等となっております。

収支予算についてでございますが、32ページ、33ページに掲載をしております。

32ページを、お願いいたします。

一般会計として、5,379万円を計上しております。これは主に全県的なスポーツ振興やスポーツ教室等の自主事業にかかるものでございます。予算規模は、昨年度に比べ1,700万円余の増となっております。これは、平成19年度当初予算で退職給与引当金を計上しているためでございます。

次に33ページをお願いいたします。

特別会計として8億1,089万円余を計上しておりますが、収入のうち7億9,919万円が指定管理受託収入になります。

以上、財団法人熊本県スポーツ振興事業団の平成18年度決算及び平成19年度事業計画でございます。

引き続き、県出資団体等の見直し状況報告について御説明いたします。報告資料、「県関与見直し実行計画に基づく県出資団体等の見直し状況報告」1ページをお願いいたします。

対象となる教育委員会所管の出資団体は、財団法人熊本県スポーツ振興事業団及び財団法人熊本県体育協会の2団体です。

まず、財団法人熊本県スポーツ振興事業団ですが、同財団は現在、指定管理者としてサービスのさらなる向上を図りながら効率的な管理運営業務に努めております。

平成18年度から、県は職員の派遣を行わないなど県の関与を縮小しており、今後さらにコスト縮減と経営合理化を図って、自立に向けた取り組みを進め民営化を目指すこととしております。

次に、財団法人熊本県体育協会ですが、同財団は県と協働して県全域においてスポーツ振興に関する施策を展開しております。引き続き県と連携しながら事業を実施していくべきと考えておりますが、本年度から県職員の

派遣を3名から2名に減らすなど、県の関与を縮小していく方向で取り組みを進めております。

以上、県関与見直し実行計画に基づく県出資団体等の見直し状況報告についてでございます。

体育保健課分につきまして、御説明申し上げます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○橋口施設課長 施設課でございます。資料は、3ページの下段でございます。

今回の補正予算では、去る7月6日からの梅雨前線豪雨によります県立高等学校の災害復旧費といたしまして、158万3,000円の増額補正をお願いしております。

被害状況は、県立矢部高校実習林内の道路法面が一部崩壊の被害を受けたため、早急な復旧に努めることとしております。

以上、よろしく願いいたします。

○吉永和世委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、主要事業、付託議案等について質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。小杉委員。

○小杉直委員 後から質問しようとする機を失う場合がありますので、最初から質問させていただきます。3、4点ありますのでちょっと長くなりますが、よろしく願いします。

警察本部の会計課長にお尋ねしますが、補正予算の中で防弾ヘルメットと防弾楯の整備状況の説明がありましたね。これは大体、何個ぐらいかということと、現在まではこういう防弾ヘルメットとか楯の装備はなかったのかどうか、そういう環境はどうですか。

○吉村会計課長 ただいま御質問の点につきましては、御承知のとおり昨年、城南町で猟

銃所持の立てこもり事件がございました。その後も引き続き、愛知県でありますとか、さらには熊本県でも暴力団抗争絡みの事件が6月19日それから8月18、19日と続きまして、非常に県民の皆さんにも不安を与えている状況ですけれども、そういった一連の銃器を使用した事件が発生したということで警察庁でも重く受けとめておりまして、全国的にこういった耐弾性能の高いヘルメットでありますとか防弾楯の整備状況はどうなっているんだという調査がありまして、それに伴いまして調査をしましたところ、今御質問の点になりますが、トカレフ耐弾の防弾ヘルメットが現有数79個、それから防弾楯、これはトカレフ耐弾のものが112枚、それから防弾着、これは防弾チョッキですけれども、これはトカレフ耐弾のものが1,340着、保有していることがわかりました。

それで、これで十分なのかということですが、調査をしましたところ、こういうコンセプトで必要数を算定したわけですが、パトカーの勤務員に、2人乗車していますので2セット、ヘルメット2つ、楯2つ、それから各交番に2セットずつ、それから駐在所に1セット、それから警備派出所に1セット、それから警察署の当直、これは夜間に事件があった場合に、ぱっと当直が対応しますので、ここに各2セットということで計算をしますと、必要数が365セット要するという計算になりました。この365からこの現有数を差し引きますと、防弾ヘルメットが286個それから防弾楯が253枚不足しているということが判明しましたので、これを計画的に速やかに整備していく必要があるだろうという認識のもとに、今回の補正予算では防弾ヘルメットを59個それから防弾楯を55個を、先ほど御説明しましたように現場にまず先に行きますパトカー、それから郡部の交番を優先的に緊急に整備する必要があるだろうということで、今申し上げました数字のものを整備をさせていただ

きたい。

それから残りました数につきましては、財政事情等もございますので、今後5年間で順次整備をしてまいりたいと思っておりますが、今後の治安情勢の推移もございますので、場合によっては前倒しに整備していくことも視野に入れながら整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○小杉直委員 大体、概要はわかりましたが、私が承知している限りでも、制服警察官は1,000人前後おられるというふうに承知しておりますが、こういうふうな防弾ヘル、楯あるいはチョッキ等も一緒ですけれども、やっぱり少なくとも制服警察官には全員に支給するぐらいの安全対策といいますか、そういうことが必要じゃなかろうかと思いますが、予算の都合とかいろいろあって、5カ年計画という話がありました、前倒しという話もありましたが、もっと短縮して整備をされるということが必要だろうと思います。

これについては、やっぱり治安が一番、第一線に出る警察官の安全対策あるいは検挙活動、制圧活動に対する非常に必要不可欠な機材でありますから、県の財政も厳しいかもしれませんが、こういうことはいろんな財政方向の中でも優先的にひとつ整備されるように、私たちも応援したいと思っておりますので、いろいろそういう取り組みをしていただきたいというふうに思います。

もう1点、吉村課長に。先ほど話の中で、10カ年増員の経過措置が終わったというふうにちらっとおっしゃいましたけれども、ずっと、毎年増員を県議会も意見書を出したり、あるいは皆さんとかあるいは潮谷知事が先頭に立って長官のところをお願いしに行った経過がございますが、もうあれは、増員計画は終わったんですか。

○吉村会計課長 国レベルとしての計画とし

ては、一応19年度が最後ということでございます。

○小杉直委員 そうすると、これも私が承知しておるところでは、この県警は県民負担が九州で1番ですね。全国でも12、13番の高負担率というふうに承知して、以前も本議会で質問したことがありますけれども、これだけのやはり複雑多様な犯罪情勢の中で、県民の協力と警察官の使命感だけに頼って、負担人口が多いままで推移するのはいかがなものかと思っておりますので、少なくとも熊本県警はやっぱり今後とも増員の要求をしかるべき関係先にはしていくべきだと私は思いますけれども、いかがですか。

○蝦名警務部長 警務部長の蝦名です。

ただいまの委員の御質問ですが、この国レベルでの増員につきましては当分の間、これは見合わせるということに決定しておりますので、なかなか国に対して増員をお願いするということが現時点では困難な状況になっております。ただ、今委員のおっしゃったとおり熊本県の場合は九州で1番の負担人口、それから全国で11位という状況にありまして、今委員のおっしゃったとおり可能な限り増員を求めてまいりたいと思っております。ただ、それとあわせまして犯罪自体を警察だけで抑圧するといいますか抑止するとかというのは、これはまたこれでなかなか難しい面もございまして、今後は各自自治体あるいは住民の方々を巻き込んだといいますか、そういった協働した形で犯罪抑止に取り組んでまいりたいと思っておりますし、また退職する警察官、これから約10年間で4割くらい警察官が入れかわります。大体1,000人くらいは入れかわりますけれども、その中でそういった退職警察官をまた再任用するとか、あるいは臨時雇用するとかというような形、あるいはボランティア活動に励んでもらうとかそういう形

で、その不足する警察官を補ってあげればというようなことで考えて、現在進めているところでもあります。

○小杉直委員 今、警務部長の取り組みに対する考え方は十分理解できるし、6月議会でも本部長に、民間ボランティアに対する施策については質問と、きちんとした答弁をいただいたわけですが、そういう皆様方の取り組みについてはそれなりの評価をせんといかぬわけですが、それと別個に新しい政府ができたことだし、この機会をやっぱり引き続き全国的といいますか、特にその中でも熊本を中心とした負担人口が高い県警については増員の動きを我々もやっていかんといかぬなというふうに思いますので、要望としてお話をしておきます。

次に組対課長にちょっとお尋ねですが、本部長の説明の中にもありましたように道仁会と九州誠道会の対立抗争があつて、それが関連しておると思うわけですが、1人が殺され1人が重体の拳銃発砲事案があつておるわけですね。

さっき吉村課長もおっしゃったわけですが、それ以外にも振り返りますと道仁会と山口組が対立抗争を熊本あるいは福岡で以前起こしたときに、熊本の捜査員が暴力団と間違われて拳銃で撃たれて重傷を負った事案とか、振り返りますと熊本県の警察官が被害に遇ったことも幾つかあつておると思うんですよ。そして、現在発生しておる対立抗争事件に対して、県警としてはどういうふうな体制、取り組み姿勢をとっておられるか、簡単に御説明をお願いします。

○森田刑事部長 刑事部長の森田です。

まず、熊本県内の暴力団の情勢ですけども、8月末現在で48組織、約1,130人を把握しておるところであります。警察の取り締まりの強化とか暴力団排除の強化いろいろやっ

ておりますけれども、依然として一定の勢力を維持しながら違法・不当な活動を行っているというのが現状であります。

お尋ねの道仁会の抗争の関係ですけれども、昨年5月に道仁会の会長の人事をめぐるまして内紛が起きまして、道仁会と道仁会から分裂、離脱した九州誠道会ですが、この対立が深まりまして、8月18日に福岡市内で道仁会会長が射殺される事件が発生しております。その翌日には熊本市内で九州誠道会傘下の忠真会の会長の銃撃事件がありまして、殺人未遂事件として今捜査しているところであります。

こういった事件は、いわゆる一般の公道上で行われた犯罪でありまして、市民を巻き込む、こういった危険性も含んでおりまして、県民に大きな脅威と不安を与えているところでもあります。

現時点で本県の殺人未遂事件と一連の抗争事件との関連性等については判明しておりませんが、両組織の抗争封圧が警察の喫緊の課題であると認識しております。

そこで、警察では県民の平穏な生活を確保するために、8月22日付で警察本部に刑事部長を長とします323名体制の暴力団道仁会、九州誠道会集中取締推進本部を設置しまして、抗争封圧のための警戒活動を強化するとともに、事件の早期解決に向けて、両組織に対する取り締まりを強化するなど、県警の組織を挙げて諸対策を推進しているところであります。以上です。

○小杉直委員 そうすると関係組事務所その他には張りつけなんかもされておるとですかね。

○森田刑事部長 はい、関係の事務所には張りつけと駐留警戒、それから警らで回すような警戒をやっております。

○小杉直委員 なかなか最近マスコミの方々も、そういうふうな警戒態勢について、報道が昔は太く載せておりましたが、最近は余り載せないから、一般市民はそういうふうな張りつけで、もう昼夜を分かつとといいますか、24時間態勢でされておるということは知らぬ人もおるものですから、ちょっと尋ねてみたわけです。

これは要望ですけれども、先般、横浜だっと思えますけれども、警視庁の暴力団担当者が家宅捜索に行ったときに、山口組員から発砲され重体、重傷を負ったという事案もありますし、最近はこちらでも、昔はいわゆる桜の代紋といいますか、警察には手は出すなという極道の仁義というのがあったというふうに聞いておりますが、最近はそのような仁義も何もなくて、早目に警察にも発砲するような時代になったものですから、どうぞひとつ熊本県警としては機を失せず、早目にけん銃で暴力団を撃っていただくというようなことで、暴力団から先に撃たれるということが極力ないように、どうぞ遠慮なく撃っていただきたい。

といいますのが、日本の治安の根幹をなすのは、もう言うまでもなく暴力団取り締まりが根幹でございますから、善良な一般市民を撃つということはいけませんけれども、やっぱり社会の悪の暴力団については遠慮なし、引き続き努力していただきたいというふうに要望しておきます。

最後の1点です。中島課長にちょっと。

暴力追放協議会の経営状況で2点お尋ねしますが、予算関係の説明をされましたでしょう、減っていきよると。これだけ全国各地で暴力団事件が時々発生しておるし、熊本県もその中に入るわけですが、暴力団に関する相談ということも増加の一方というふうに暴力追放協議会はそういうふうな形だと通常聞いておりますが、この予算が下がるということに対して、これを少なくとも下がらないように、

できれば少しでもアップできるような、そのような取り組みはされておりますか。

○中島組織犯罪対策課長 私たちも厳しい県の予算というのは、わかっております。その中で与えられた予算の中で精いっぱい、いろんな角度から取り組んでいきたい、またそのような形で現時点業務を推進しております。以上でございます。

○小杉直委員 繰り返してはくどくなりますが、恐らくこの委員会の委員長初め各委員の皆さんも、そういう面についてはしっかり頑張ってもらいたいというような気持ちを持っている先生方ばかりだと思いますので、そういう県警とか関係者の要求だけでなく、やっぱり議会サイドも応援をいただくような形で予算要求は取り組んでいただきたいなというふうに思います。

参考までに申し上げておきますが、11月に植木町で暴力追放協議会主催の暴力団追放の県民大会があるやに聞いておりますが、毎年、知事はなかなか公務多忙で出席できないということですが、ことしだけは知事が出席するというふうなことを聞いております。その理由は、さっき言いましたように対立抗争事件の真ただ中である、熊本でもそういうふうな関連した事件が起きておる、こういうときこそ知事も行かんといかぬということで、知事も県民大会に行くというふうな話を聞いておりますので、特別の緊急要件がない限りは行かれると思いますので、参考まで説明しておきます。

さしより以上です。

○吉永和世委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。はい。

○氷室雄一郎委員 1点だけ、ちょっと気になる点がございました。この教育委員会の第

53号和解の件につきまして。

本人の現在の状況と申しますか、今後の人生設計の上では非常に厳しい状況に置かれていると思うんですが、若干説明はございましたけれども、本人の現在の状況と、これから長い人生を生きるわけでございますが、どういう状況にあるのかというのが1点と、もう1点は、こういう事例というのは極めてまれな事例だということだと思っておりますが、近年こういう事件と申しますか事故と申しますか、そういうのが県内で、これに類するものじゃなくても起こっている例もあるんじゃないかと思っておりますけれども、何かございましたらばちょっと……。

もう1点は、やはり教育上の管理指導体制の強化をしっかりとお願いをしたいと思っておりますので、この辺もどのように考えておられるのか。

もう1点は、やはり本人の特殊な行為で起こった事故だと考えておるんですが、施設面について大体同じような施設を有しているわけでございますので、施設面の管理に問題はないのか、極めてまれな事例なのかということ、この辺につきまして御答弁をいただければと思います。こういうことが二度とあってはならないし、本人も御家族もまた関係者も大変重い負担を背負って生きていかなければなりませんし、また二度とこういう、不慮の事故とはいえ、そういうものが発生しては非常に困る問題でございますので、これにつきまして御答弁をお願いしたいと思います。

○吉村政策課長 現在の状況でございますが、私たちも、向こうから本人が出てこないものですから間接に聞いている状況でございますけれども、別府の方のリハビリの治療、そういったのを一応終わらして、現在は自宅の方で療養しているという状況でございます。自宅の方も、そういった車いすが使えるような形で改造する必要があるというような

こともありまして、そういったものも含めた形で現在は家族の介護を受けながら、なるべく自分のことは自分でできるような、そういうことを目指しながらリハビリを重ねておられるというふうに聞いております。

それから事例がないかというお話でございますけれども、これは平成5年ごろだったと思っておりますけれども、水俣高校の方で文化祭のやぐらを解くときに、それが崩れて生徒がやはり同じように車いす生活をせざるを得なくなったということがあります。これは全面的に県の方に過失があるというようなことで、その当時、和解されていると思っております。

それから管理面でございますけれども、これは直接には体育保健課の管理でございますけれども、毎年6月のプール開きに際しましては、こういった事例のことも踏まえまして授業時間それから授業以外のときについても、プール事故が絶対に起こらないようにということで注意するという、それから、この当時は学校のプールはちょっと古い形のプールで水深が1メートル20しかなくて、飛び込み台もそのときついてたということで、現在は今の高校生の体型に比べてちょっと水深が浅いというようなこともございまして、飛び込み台は現在撤去しておりますし、今つくっておりますプール等については1メートル30を基準として設計施工されております。

あと詳しいことは体育保健課長の方に、お尋ねいただきたいと思っております。

○八十田体育保健課長 今、教育政策課長がおっしゃいましたように、水泳授業の事故防止の徹底と安全管理には万全を期すようきちんと通知を出しまして徹底しておりますが、具体的には児童生徒の実態に即した指導計画を立て、個々の能力や適性、健康状態に応じて適切に指導する。それからスタートの指導につきましては、段階的そして本人の能力に

合わせて、指導者の監督のもとで実施をするよう指導いたしました。

それから今の飛び込みのスタート台の使用についてでございますが、プール自体には水深、高さの基準はございません。当時は1メートル20で40センチの高さのスタート台がついていたというふうに思っておりますが、現在すべてのプールにおきまして、1メートル35未満のプールにおきましてはスタート台の使用は禁止をし、また撤去するようお願いをしております。ちなみに、県立の施設においては、すべて撤去をいたしております。そのような基準を設けまして、取り組んでおります。

なお、1メートル35という基準は、日本水泳連盟の25メートルのプールの公認規則にのっとったものでございまして、それを適用させていただきます。以上でございます。

○吉永和世委員長 ほかに。はい、平野委員。

○平野みどり委員 県警本部長の御説明の中で、最近振り込め詐欺等の匿名性の高い知能犯罪云々という御説明がございました。

今、熊本県の中で高齢者の方も含めて犯罪被害に遇われる方、非常に多いというふうに聞いておりますけれども、相談をされるケースの場合は県の消費生活センターですね、あぁいったところかと思いますが、そこから県警の方につながれて、そして検挙に結びつく、そういった数の推移等はどんなふうになっていきますでしょうか。特に高齢の方々。

○徳永生活安全部長 生活安全部長の徳永でございます。

今のお話につきましては、悪質商法という仕切りの中で御説明をさせていただきたいと思っております。

ここ数年この悪質商法事案の検挙それから金融事犯、知的財産権侵害事犯、これはにせ

ブランド事件とかあぁいったものを指すわけですが、これらの検挙は増加をいたしております。委員御指摘の高齢者を対象としたものにつきましても、やはり検挙は増加をしているという状況になっているところであります。

いわゆる悪質業者による高齢者をねらった訪問販売等につきましては、高齢者の不安や恐怖心をあおり、あるいは知識がないことに付け込んで高額な商品の契約、販売をするなどの事犯に重点を置いた取り締まりに努めておるところであります。

最近におきましては、床下や屋根を点検し、必要のない修繕工事を高額で行った特定商取引法違反事件、がんや関節に効くと称して医薬品を無許可で高額に販売した薬事法違反事件等を摘発しているところであります。

また、取り締まりとあわせまして、悪質商法110番等、警察本部や各警察署の相談体制を強化いたしますとともに、県警ホームページを初め各警察署発行の地域安全ニュースや、交番や駐在所で発行いたしておりますミニ広報紙等を通じまして、被害防止のための広報を行っているところであります。

さらに、被害に遇いやすい高齢者の方に対しましては防犯講話、それから各警察官が地域や家庭を訪問いたします巡回連絡等によりまして、啓発活動を推進しているというのが現状であります。

今後も、関係機関と連携いたしまして、事件検挙と被害の防止に向けた取り組みを強力に推進してまいりたいというふうに考えておるところであります。

○平野みどり委員 高齢者の方が、どこに相談していいのかというのが本当にわからない状況の中で、独居老人の方だと周りでチェックしてくれる親族もいないということで、どんどん雪だるま式になっていくだろうなというふうに思うんですね。ですから消費生活セ

ンターというところもちろん相談窓口ですが、特に市町村にもきちんとそういった窓口があった方がいいと思いますので、それはまた消費生活センターの方にも知事部局の方にも言いたいと思うんですが、小まめに地域を巡回していただくとか行政との連携を特に図っていただきたいなというふうに思っています。

それで、検挙数は増加しているというふうにおっしゃっていますけれども、相談件数に対しての、被害に遇われたケースに対しての検挙数というのは、まだまだ大変な状況のようですよ。そこら辺の数は、おわかりでしょうか。

○徳永生活安全部長 もう少しつけ加えて説明すればよかったわけですが、実は相談件数といたしましては若干減ってきております。相談件数そのものはですね。ただ、検挙件数がふえているという状況であります。これはどういったことかといいますと、平成16年が、この関連の相談件数が7,920件、それから17年が3,475件、18年が2,997件、若干減ってきておりますね。

ことしの1月から7月に至りましては、1,714件というふうな数字になってきておりました。減ってきておるという状況であります。やはり、これらの犯罪につきましては、暴力団等の組織犯罪、これが背後にあるということもありますでしょうし、こちらにつきましても鋭意取り締まりを強化しているということがあると思われまますけれども、まずそういった広報がある程度徹底したということ、それから先ほど先生からお話がありましたような行政機関との連携が強化されてきたということ、それと若干手前みそになるかと思うんですが、検挙が進めばやはり抑止につながるということで、警察のこれらに対する捜査手法もある程度練れてきたというか上手になったというようなことから、こういう結果とし

てあらわれ、それに従って相談件数も減ってきているというふうに分析しておるところであります。

ただ、先生がおっしゃいましたようなことで、各自治体に対してそのような窓口、例えば市役所には生活安全課というようなものがございまして、そういったところでお話を聞いていただくとか、そういうものを整備していただければ、さらにこれらの被害の予防もできるかと思われまますので、そういった要望を各自治体に対してもやっていきたいというふうに考えているところであります。

○平野みどり委員 相談件数というか、ありましたけれども、平成18年は2,998ですね。そのうちの検挙数は幾つというふうに……。

○徳永生活安全部長 今の御質問をもう1回お願いします。

○平野みどり委員 昨年度、平成18年度の検挙数は……。

○徳永生活安全部長 平成18年度の検挙数につきましては、検挙件数が46件の50人です。

○平野みどり委員 検挙につながる数としては、検挙数は伸びてきているということですが、部数からするとかなりになるので、まだ泣き寝入りされている方たちもおられるかもしれませんので、ぜひそこら辺は市町村との連携そして地域の福祉関係、民生委員さん、自治会長さん、そこら辺との連携も警察の方でもしていただきたいというふうに思います。よろしく、お願いします。

引き続き、よろしいでしょうか。

○吉永和世委員長 はい、どうぞ。

○平野みどり委員 では次に、教育委員会の

方にお聞きします。

今回の予算の説明の中で、教育パソコンは一応完了したということで、校務用をこれからということで補正予算が組まれているかと思うんですが、聞くところによると、教育用のパソコンで校務をしているというところもある、それは子供が教育用パソコンをなかなか十分活用できないというところで、有効活用するためにも校務用を使っているのか、もしくは今回の補正予算で上げられているような状況の中で、まだ校務用のパソコンが充実していないのかなというふうにも思うわけですけれども、主に県立高校の中でどういところに校務用のパソコンを入れていかれようというふうに思っておられるのでしょうか。特に、校務用が足りないなという言われているような、学校の種類というのがあるのでしょうか。

○吉村教育政策課長 教育政策課でございますけれども、今回のこの事業は、さっき申し上げましたけれどもモデル校を5つ設定して、そちらの方の教職員にはすべての方に校務用パソコンをお渡しした形で事業をやっていくということにしております。

ただ、さっきも説明しましたけれども、先生からも御指摘がございましたように、本県の場合、教育用のパソコンにつきましては100%完備したわけですけれども、校務用につきましては大体40%弱という――本県の場合は40%弱ですけれども、6%ぐらいが校務用として使っている、あとそのほかのものについては個人用の持ち込みという形になっております。

これは、さっきも申し上げましたが全国的にはまだそういう傾向が続いておまして、現在10の県で整備が完了しているというところでございます、そのほかの県についてはまだ整備の途中にあるという状況でございます。

○平野みどり委員 ちょっと私が懸念していますのは、私物のパソコンを使われているということで、情報が漏れてしまうような可能性がないのかということとか、あと今回、校務用パソコンは40%以上に上げていかれるということですけれども、私たちも本当にいつも思うんですけれども、ソフトの更新とかいろいろそういった部分での支出が何年か後にまたあるというような、バージョンアップとかいうようなことと言ってきますよね。そういうようなことも含めて、きちんと対応ができるような態勢で進めていただかないと、先生方個人でそのバージョンアップで手出しをされるようなことがないようにしていただきたいなというふうに思っています。よろしく、お願いします。

それから続けて、総合型地域スポーツクラブに関して伺います。これは、うちの地域でもやっつけらっしゃるんですけれども、一応、体協との関係性とか、あと学校での部活との関係とか、そこら辺があって地域地域で進み具合が若干違いますよね。そういう部分では今回もさらに予算を付けて総合型地域スポーツを続けていこうということですが、熊本市内の地域によっては全くだめだという校区もあるみたいです。あとは、うちの地域は城山を中心とした8委員の小学校区の総合型地域スポーツクラブなんですけれども、今までバドミントンを体協の一つとしてやっていた方たちが、こちらの方に入らなければいけないということで費用負担もかかるとか、独自にやろうとすると施設面が限られたところしかなくて、もう争いになってしまうとか、いろいろ地域のおつれきも少し出てきたりしているんですが、今後、学校スポーツ、要するに部活と体協との関係、体協が事務局になっているところももちろんありますが、そこら辺の今後の見通し等をちょっと教えていただきたいんですけれども。

○八十田体育保健課長 総合型地域スポーツクラブは、いわゆる幅広い年齢層の人々が自分の好みや競技レベルに応じてスポーツを楽しむことのできるクラブでございます。週に1、2回の活動、それから住民の自主運営を基本として行っている地域づくりを目指すものでございます。学校教育活動で行われる部活動とは質が違うものでございますが、そこに重なり合う部分の子供たちにつきましても、あるいは部活動、その校区にあります学校等との連携等を含めまして、多様なスポーツニーズにこたえ得る環境を整えるという面では並行して行っていく。あとは指導者の交流や情報交換等を行い、それぞれの特徴を生かして補完し合いながら地域の特色や状況に応じて指導していきたいというふうに思っております。

体協に関しましては地域体協のことだというふうに思いますが、やはりそこも各地域におきましては地域体協が実際地域スポーツクラブを運営していく、合同でやっていくというのが多うございます。ですから、その地域のやはり自主的な特色に合わせた話し合い、そういうものを、本県は中心には広域スポーツセンターがございますので、県体協また行います火の国広域センター等も含めまして、そこが中核になって調整、それから推進をしていきたいというふうに思っております。

○平野みどり委員 大づかみで教えていただきたいのは、総合地域スポーツ型がその体協にとってかわるじゃないですけども、いずれはそういうような形になっていくということなんですかね。

それと、学校の部活がある意味過剰なところももちろんあるわけですし、子供が競技目的ではなくて健康づくりというような形で部活動をやりたいとかいうような子供もいるわけですけども、そこら辺ですみ分けをして

いくということでしょうか。

○八十田体育保健課長 まず児童生徒に関しましては、今先生がおっしゃったように自分の好みに応じて、やっぱりそこはすみ分けをしていくというふうにしていきたいと思っております。

それから体育協会との関係は、地域体協の方がどういう形で行われているか、各地域地域の特徴がございますのであれですが、これはおそらく総合型地域スポーツクラブと一緒にやってというか、そういう形で地域に根差した活動をしていけるよう持っていききたいというふうに思っております。

○平野みどり委員 わかりました。いろんなパターンのいろんな目的でのスポーツとのかかわりがあると思うので、いろんな地域の指導者等を活用していくということもありますし、学校の先生方も今部活で大変多忙で、土・日も返上してというようなこともありますので、幾分そこが緩和されればいかなという気もしています。

議案については、以上です。

○吉永和世委員長 ほかにございませんか。ありませんか。

(発言する者なし)

なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第16号から第18号まで、及び第29号、第52号、第53号について一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号、第16号から第18号まで及び第29号、第52号、第53号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第16号から第18号まで及び第29号、第52号、第53号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本委員会に今回付託されました請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第10号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。吉村教育政策課長。

○吉村教育政策課長 座って説明させていただきます。

請願・陳情等の資料でございます。請第10号についてでございますけれども、まず請願の趣旨の1番、学校評価等に関する第三者機関の設置についてでございますけれども、ことし6月に改正されました学校教育法では、学校は文部科学大臣の定めるところにより教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずることによって教育水準の向上に努めなければいけないとし、また保護者や地域住民等に教育活動や学校運営に関する情報を積極的に提供するものとする旨を定めております。

このような観点から申し上げますと、学校評価等の実効性をさらに高めるための第三者機関を今後国において設置されることは意義のあることと思われまます。ただ、その役割の大きさそれから影響の大きさ等を考慮すれば、学識経験者等による参画が適切ではないかと考えております。

次に趣旨2の親学普及本部の設置についてでございますが、教育基本法では国及び地方公共団体は家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供、その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならないと定めております。

この観点からは、教育基本法にあるような

保護者に対する的確な支援を国に求めることは意義のあることかと思えます。ただ、親学という言葉でございますけれども、これにつきましては国においても使用されないようになっていると聞いております。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○吉永和世委員長 ただいまの説明に関して、質疑はありませんか。

○平野みどり委員 今御説明がありました親学ということなんですけれども、国も使っていないということで、教育再生会議で突如として出てきて私もびっくりしたんですけれども、教育再生会議の中では、授乳中はテレビをつけないとか、早寝早起き朝御飯の励行とか、あたりまえのことではあるんですけれども、それが今できてない親御さんたちがいるということであると思うんですけれども、授乳に関しては一緒に子供とテレビを観ながらというような、子供とコミュニケーションをとりながらやるということだってできるだろうと思いますし、教育的にいいテレビもあるわけですから、長時間見せないということには書いてありますけれども、何かとても個別・具体的なことがいっぱい教育再生会議で言われて、それで親学というふうに言われているなという気がするんですね。親学と言うんだったら、やはり親とはそもそも何なのかとか、親の役割とは何なのかという、親になることとはどういうことなのかというような、本当に親の学問であるならば、私もそれに基づいているんな支援をすることはいいのかなと思えますが、まだ「親学」と、ある意味定着して皆さんとの共有の理念になっていないという気がしています。その中で親学普及本部というのは、いささかまだ早急ではないかな。ですから、もっともっと皆さんたちいろいろな視点から観点から、親であること

に関しては議論をしていくべきではないかなというふうに思います。

○小杉直委員 もう幼稚園の先生から小学校、中学校、高校も一緒ですばってんが、先生方と話してみると、平野先生も十分御承知ですが、子供の教育の前に親の教育をせぬといかんという声が結構あるわけですね。今度の新教育基本法も家庭教育の重要性を打ち出しておるわけですが、今御心配の親学の本部を設置するということにつきましては、政府に対する意見書については若干そのところは和らいだ形で持っていくようにしておりますので、一応この請願は採択していただいて、これに基づいて政府に出すときには、今、親学の本部をつくるということにつきましては、若干、訂正といいますか和らいだ形に変更する予定ですので、どうか採択の方だけはよろしくお願ひしたいというふうな意見でございます。

○吉永和世委員長 ほかに御意見はありませんか。

○氷室雄一郎委員、今小杉先生からお話があったように、親の教育という、親の教育の前に、まずその親になる子供の教育が大前提にあるわけでございますので、今お話があったように、執行部から説明もありましたように、定義としてなかなかまだ定着してない面もございまして、この辺は今後の論議を待たないかんと思うんですが、その辺もしっかり考えていかないかんという思いを持っております。以上、意見だけ述べておきます。

○吉永和世委員長 ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○吉永和世委員長 なければ、これで質疑を

終了します。

次に、採決に入ります。継続、採択、不採択の考えがありますが、この請第10号についてはいかがでしょうか。

(「継続してください」、「採択をお願いします」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 継続と採択と……不採択はあったですか……。 (発言する者あり) 継続と採択という意見がありますので、まず継続についてお諮りします。

請第10号を継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○吉永和世委員長 挙手少数と認めます。よって、請第10号は継続審査としないことに決定いたしました。

それでは、請第10号を採決いたします。

請第10号を採択することに、賛成委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○吉永和世委員長 挙手多数と認めます。よって、請第10号は採択することに決定いたしました。

ただいま採択と決定いたしました請第10号は、国に対して教育改革を求める意見書を提出していただきたいという請願であります。

そこで、意見書案について事務局から配付いたします。

(意見書案配付)

○吉永和世委員長 意見書案を配らせていただきましたけれども、先ほど小杉委員から話があったように、「親学」という文言に対しましては省いてございます。意見書は、この案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」「いいですか」と呼ぶ者あり)

○小杉直委員 教育再生会議では、親学を打ち出したわけですね。安倍総理が、ちょっとこれは暫く検討すべきだという意見を出したものですから、そういうことを踏まえて、ま

たいろんな先生のお考えも考慮に入れて、この「親学」を除いて、第2項に、親が責任を持って子供教育に当たるよう、国は家庭の教育力を高めるための学習の機会の提供云々というふうに変更しておりますので、よろしくお願ひします。

○吉永和世委員長 よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 はい。それでは、この意見書案を委員会提出議案として、本会議に提出したいと思ひます。

次に、継続中の付託された請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第1号、第4号から第6号について、執行部から状況説明をお願いいたします。後藤高校整備政策監。

○後藤高校整備政策監 着座のまま失礼いたします。

請第1号、請第4号、請第5号及び請第6号は、現在教育委員会で策定中の県立高等学校再編整備等基本計画等に関する請願でございます。

請第1号は基本計画の案等で、前期実施としております矢部高校と蘇陽高校の再編・統合を中期以降とし、地元との協議を深めることなどを求めるもの、請第4号は八代東高校定時制課程の存続を求めるもの、請第5号は阿蘇清峰高校の存続を求めるもの、請第6号は再編対象校の関係者と熊本県教育委員会の間で地域協議会を設置することなどを求めるものでございます。

請願の審査の前提としてお知りおきいただくために、議事次第6報告事項として説明を予定しておりました(2)の県立高等学校の再編整備等についてここで御説明することとし、状況説明したいと存じます。

それでは、県立高等学校の再編整備等をめぐる状況等について、御説明いたします。お

手元の高校再編資料の1、県立高等学校再編整備等基本計画案についてを、ごらんいただきたいと思ひます。

まず、基本計画案の概要等について、御説明いたします。

6月の委員会で基本計画の第2次素案については御説明しており、基本計画案は8月にお送りしておりますので、ポイントのみ御説明いたします。

この概要の1ページでございますけれども、著しい少子化とそれに伴う県立高校の小規模化が進む中、県高校段階で求められる教育環境をしっかりと確保していくために、県立高校の再編整備が必要ということをお記しております。

2ページ目をごらんください。基本計画案の概要でございます。

まず、四角囲みの1、計画策定の視点でございますが、子供たちへの教育効果を最も重視するというところでございます。6月議会で教育長が答弁しましたとおり、高校再編は教育の見地から行うものであり、あくまで結果として財政効果がついてくるということでございます。

四角囲みの2、通学区域の見直しについてでございます。見直し後の通学区域でございますが、平成22年度に現行の8学区から3学区に拡大するとし、3、入学者選抜学区外枠の取り扱いについて、平成22年度に現行の6.5%から13%へ、その影響等を見ながら24年度以降に20%へ拡大するというふうにしております。

第2素案の内容を見直し、より慎重に対応することとしておりますが、これは熊本学区の地域説明会等で学区外枠の拡大は慎重に行ってほしいという御意見が多かったことを受けたものでございます。

3ページ目をごらんください。

四角囲みの4、再編整備について。1、全日制高校(1)再編整備の考え方でございます

が、ここに記している考え方に沿いまして、後追いではなく先を見通して再編整備を行うということでございます。(2)に、14件を挙げております。

なお、この案の段階では前期の再編取り組み期間を平成19年から21年までの3年間としておりますが、今議会の代表質問の答弁で教育長が答えましたとおり、これを22年度までの4カ年としまして、平成20年、21年度の入学者の状況等も見極めながら、再編・統合について判断することも視野に入れて検討したいというふうに考えております。

また、これも今議会の代表質問の答弁で教育長が答えておりますけれども、基本計画で再編・統合の対象とする学校であっても、入学者数が大幅にふえるといったような大きな状況の変化があれば、再編・統合を再考する余地があるというふうに考えており、このようなことも計画に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

4ページをごらんください。

中ほど、3の再編整備に当たっての留意点でございますが、(2)で再編整備に伴い通学事情が著しく悪化するような場合は、バス路線の確保や運行時刻について民間事業者や市町村等と協議します。公共交通機関での通学が困難な場合は、スクースルバスの運行について検討します。また再編整備に伴い通学区間が著しく増加するような場合は、奨学金制度の拡充等に努めますと記しております。

再編整備に伴う通学の便の確保につきましては、十分考慮していきたいというふうに考えております。

続きまして高校再編資料の2、県立高等学校再編整備等の取り組みについてを、ごらんください。

まず再編整備等の流れでございますけれども、関係協議会の設置から約3年をかけて再編整備に取り組んできております。2004年すなわち平成16年の11月に県立高等学校教育整

備推進協議会いわゆる整備協を設置しまして、生徒・保護者へのアンケート、地域懇談会、地域説明会、11回の会議等を経まして2006年すなわち平成18年3月に最終答申をいただいております。

これを受けまして7月に県立高等学校再編整備等基本計画の素案を教育委員会で公表しましたがけれども、再編後の学校像、学科の教育内容が見えないので不安があるとか、再編整備に伴い交通手段が確保されるのか不安がある、計画策定を急ぎ過ぎてはいないかといった御意見を地域説明会や個別説明会で、各種要望を議会等でいただきました。

こうした意見を受けまして策定スケジュールを当初の予定より延ばし時間をかけて検討し、ことし5月の教育委員会において決定・公表しました基本計画の第2次素案と前期実施計画の素案に再編後の学科や教育内容あるいは交通手段の確保策について盛り込み、地域の方々の不安の解消を図ったところがございます。

さらに地域説明会等を開催し、その意見等を踏まえまして、8月の教育委員会において基本計画の案と前期実施計画の案を決定・公表し、パブリックコメントを実施しました。

今後このパブリックコメントの意見や、これまで各方面からいただきました意見、今議会での議論等を踏まえまして、この秋のうちにも計画を決定できればというふうに考えております。関係計画が決定されれば、直ちに再編整備に伴う新校開設準備に着手することとなります。

資料をめくりまして、裏面をごらんください。

2の、再編整備等に関する意見のくみ上げなどについて御説明いたします。

(1)整備協では1年半をかけて、通学区域や再編整備等の方向性について検討いただきましたけれども、ここでもアンケートや説明会を行っております。

(2)教育委員会のホームページでは整備協
報告、関係計画の素案や案、地域説明会での
意見等について掲載し、広く周知を図り意見
を募っております。

(3)チラシにつきましては、基本計画の素
案の決定後あるいは第2次素案の決定後、速
やかに小・中・高校の保護者全員へ約18万
部、教職員全員に約2万部を配布し意見を募
っております。

(4)の地域説明会につきましては、延べ30
回実施しております。各地域の教育、行政関
係者へ出席をお願いし意見をいただきました
が、そのほかに一般公募枠を設けまして幅広
く参加を募り実施しております。

(5)の個別の要請に応じての説明会、意見
交換につきましては、これまで20カ所で行っ
てきております。(4)と(5)を合わせて説明会
を50回開催しているということになります。

議会での質問、報告等につきましては、基
本計画、素案決定を随時当委員会で報告し、
御審議いただいているほか質問を15件、要望
2件、質疑1件をいただいております。

(7)関係機関への意見照会につきましては、
関係計画の素案決定後あるいは第2次素案を
決定後の段階で、ここに記しているような機
関へ意見照会を行い、計画案に反映させてお
ります。

(8)地域等からの要望、請願、署名等につ
きましては、県議会改選前に出され執行して
いる請願を含めまして、知事、議会、教育委
員会へ62件が提出されております。

(9)のパブリックコメントにつきましては、
後ほど説明させていただきます。

(10)教育委員会広報誌による周知、意見募
集につきましては、「ばとん・ぱす」や「教
育くまもと」により実施しております。

これまでの詳しい経過につきましては、以
下付けておりますので後ほどごらんいただ
ければと思います。

なお、計画決定後も地域の方々との意見交

換は続けていきたいというふうに考えてお
ります。

続きまして高校再編資料3、県立高等学校
再編整備等基本計画案に関するパブリック・
コメントについて、ごらんください。

正式には後日、県のホームページなどへ結
果を報告しますが、本日は何人の方々
からどのような意見が出ているかを取り急ぎ
報告するものでございます。

1の実施期間は本年の8月22日から9月19
日まででございます。

3の実施結果でございますけれども、約50
0人の方々から御意見をいただいております。
1人で315通のメールを出された方とか、同
じ文言で署名だけが異なるものなどもござ
いまして、この人数は現在精査中ございま
す。また件数につきましても、同じ方であ
っても複数の意見をいただいている場合は、
別件としてカウントさせていただきますので、
その分類作業に非常に時間を要している
ところでございます。

(2)の主な意見としては、①再編・統合の
対象とされているが単独存続としてほしい
という意見が最も出されておまして、これ
が大半を占めております。

そのほかに②地元と話し合う場を受け、地
元の意見をもっと聞いてほしい、拙速では
ないか。③地元の高校がなくなると、地域
の疲弊、過疎化が進む、④地元の高校が
なくなると保護者の経済的負担がふえ、高
校に行けなくなる子供が出てくる、⑤再
編ではなく、今後生徒がふえるような学
校活性化策を行ってほしい、⑥通学区域
の拡大については、熊本市所在高校への
集中を助長しないように慎重に行ってほ
しい、⑦財政削減のための高校再編では
ないかといった意見が多かった一方で、
少数ではございますけれども⑧再編・統
合はやむを得ない、妥当な案であるとい
う御意見もいただいております。

現在いただいた意見の内容は精査分類し、

意見に対する教育委員会の考え方もあわせて整理しているところがございます。

今回いただいた意見は、既に説明会や各種要望あるいは議会等での議論等でいただいている意見と同様の趣旨のものが多うございまして、これら説明会等の意見を踏まえまして、関係計画の案をつくっておる部分も多うございますので、これまで説明してきたような内容をお答えする部分も多くなるのではないかとこのように思っております。

また、先ほど秋のうちに関係計画を策定したいというふうに申し上げておりますけれども、計画決定に向けていただいた意見で反映できるものについては、できるだけ反映していきたいというふうに考えております。

なお、いただいたすべての御意見につきまして、より以上細かく分類いたしまして、その分類ごとに県教育委員会の意見を示す形で、10月上旬にも県のホームページなどで公表したいというふうに考えております。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○吉永和世委員長 ただいまの説明に関して、質疑はございませんか。はい、平野委員。

○平野みどり委員 では1点だけ。教育長が本会議で御答弁なさいました、統廃合の対象の学校であっても、これから生徒がふえる、そういう傾向が出てきたら再考の余地はあるというような部分ですが、高校再編では最低4学級が必要だというような答申もされておりますけれども、そこら辺は4学級にやっぱり満たないと、著しくふえたというふうには認めないというようなことなんでしょうか。どこら辺の規模をおっしゃっているのかが、はっきりわからないんですが。

○後藤高校整備政策監 現在の県立高等学校再編整備計画の基本計画案では、おっしゃら

れましたように下限の目安を4学級程度としております。理想的には入学者が120人を超え、4学級を満たすことが望ましいということでございますけれども、なかなかそうはいかないと思いますので、その学校が置かれている状況、そこの中学の卒業数とかそういうものを見ながら、個別・具体的に見ていきたいというふうに考えております。

○平野みどり委員 今回の請願にある地域の中でも、努力されているところも新たな方向性を見出そうというところもありますし、そういった地域も頑張らなければいけない部分は若干あるのかなとは思いますが、余りハードルを高くされると、やはり統廃合じゃないかというふうに思われて、努力をしようという気にもならないような状況になってはいけないと思うので、そこら辺はその事情事情に応じて再考をぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。以上です。

○氷室雄一郎委員 このパブリックコメントは19日までですが、これはまとめが出るのはいつごろかということが1点でございます。

もう一つ、これが終わりました教育長答弁では秋までに決定をされるということですが、このパブリックコメント幾つか挙げておられますが、非常に内容的にはこれがすぐ反映できにくい面もありますけれども、教育長のお考えとしては、どの辺について、秋の決定まで、どういうところに隙間が見えているのかという、教育長のお考えだけでも結構でございますので、もう聞く機会がないんじゃないかと思っております。

○後藤高校整備政策監 先にパブリックコメントの時期でございますけれども、意見を含めまして10月上旬には出したいというふうに考えております。

○柿塚教育長 議会でも答弁させていただきましたが、6月議会でも一応、この計画を秋ごろをめどにつくり上げていきたいという、大きなスケジュールをお答えさせていただいております。その中で説明会等をする、あるいは皆様方からの御意見等もいただき、そしてその流れの中で私どもも、何か一方的だとかいろいろありましたものですから、そうではないんですよということで我々も説明を積極的にさせていただきました。そういう流れの中で、今議会の答弁の形をさせていただいたわけです。

一方でパブリックをかけております。その意見が大体、今担当が申しあげましたように10月上旬ぐらいをめどに今事務をちょっと急いでやっております。その後に私どもは、先ほどから申し上げておりますように、いわゆる基本計画案を基本計画にさせていただき、前期実施計画案を実施計画にさせていただき、そんな思いで今仕事をさせていただいているということでございます。

○氷室雄一郎委員 流れ的には、今御説明があったとおりでと思います。今後、決定まではもう最後のチャンスといえばチャンスかもしれません。だからその間、非常にさまざまな論議がございまして、この秋に基本計画を決定、また実施計画も前期は決定ということでございますので、最大限の、できる範囲の、今までに積み上げられたさまざまな問題等がまだ残っているのもございますけれども、最大限の御努力をして、何とか秋までに既定方針どおりの流れが進むように御尽力をいただきたいということを希望しておきます。

○平野みどり委員 最後に。今回、代表質問とか一般質問を聞いていて、やはり知事部局といいますか知事の方が、高校再編に関して、教育委員会のことだから管轄外なので越権行為になるというようなことを言われたわけで

すけれども、これから最後の計画を決めていく段階で、いろんな御意見が出ている、財政的にもそこは支援がないと難しい部分等もあるという中で、今後、知事もあんなふうに言われたからもう仕方ないという形でいかれるのか、財政当局の方に、この部分は何とかというような形で今後も折衝していかれるのか、知事にも十分御理解いただきたいんですけども、詳細なこの状況がおわかりなのかというのは、質問の答弁を聞いて大変不安だったんですけども、もう知事はこういったことに関して細かく御存じでああいうふうに言っていられちゃって、だけれども意見を差し述べることは越権になるから言えないんだというふうなことなのでしょうか。そこら辺は、答弁できる範囲でいいんですけども。

○柿塚教育長 私が理解しておりますのは、知事が私どもの教育委員会の権限事項に対して非常に理解を示しておられるというのは、私はありがたく思っておりますし、そういう流れの中で事を進める場合、平野委員がおっしゃられるように財政とのかかわりというのは非常にあるんですよ。だから私ども6月議会、素案で言うならば第1次素案から第2次素案にいくときに、やはりスクールバス等の運用も考えておりますということも打ち出したわけですね。その裏づけとなるのは、財政がない限り我々は実質的に答えできないですよ。そういう意味においては推察していただきたいんですけども、知事部局とは非常に密接なコミュニケーションをとりながらお話をさせていただき、そして向こうからも助言をいただきながら私どもも事を展開させていただいておりますし、私どもは今までもそうでありましたように、今後も知事部局とはこの計画の流れ上必要な部分については知事部局のお力を借りなければならないものはたくさんありますので、精いっぱい話し合いもしながら進めさせていただこう、そういう

思いは持っております。

○平野みどり委員 行財政改革の中でそれぞれの部署がここは切り詰めなければということを経験されていく中で、教育委員会におかれましては再編は少子化の流れだし、ある意味何らかの手を打たなければいけないというようなことでできているんだろうというふうには思いますけれども、やはりそういった財政という部分というのは、どこかにやっぱりあってやられてきたことはだれもがわかっていることですが、その今言われたスクールバス云々というのは本当に、ある意味各論であって、どこをどこを統廃合していくとか、その大きな地域の核が残るか残らないかというところでの財政のせめぎ合いというのは、知事部局とやり合うという調整していく余地はもうないというふうなことなんでしょうか。いわゆるスクールバスを手だてするだとか奨学金を制定するとか、そういうような形での財政支出ではなくて、そもそも学校を残すか残さないかというようなことでのせめぎ合いもまだ残されているというふうなことに、余地が残されているというふうな考えられるのかられないのかという部分をお聞かせいただきたい。

○柿塚教育長 この統合・再編の根幹に触れる、非常に難しい御質問でございますけれども、私はもう御案内のように事務局の長として職責を遂行している立場の人間でございますし、委員会という合議制の中でこの第1次素案、第2次素案そして基本計画というのを議決していただきながら、私はそれに基づいて事務方をリードしていく立場の人間でございますので、その、あるかないかということではちょっと私も答える立場じゃないものですから、そこで御理解していただくとありがたいんですけども、ちょっと——何か余言うともた……。そういうことでございます

ので。

○平野みどり委員 いろんな地域の先生方、委員の方々も、それからここに請願とか出されている皆さん方も、まだまだこれから、パブコメは終わりましたけれども、いろんな形で意見を出されていくと思いますので、それをぜひ勘案をすることだけはしていただきたいなど、もう聞き置くということじゃなくて、ぜひ聞いて、聞き続けていただきたい。先ほど後藤さんの答弁の中にもありましたけれども、そういったことでお願いしたいというふうな申し添えさせていただきます。

○柿塚教育長 今、平野委員がおっしゃられましたのは、ちょっと言葉が足りなかったかもしれませんが、私どもはいろいろ説明会に行き、そしていろいろ御意見をいただいております。パブコメからも意見をいただいております。そういうものには最大限、私どもとしてできる範囲は耳を傾けて取り入れながら、しかし私どももその大きなうねりの中で、いつもお話ししておりますように、どうしても耳を傾けることができない事項もありますので、そこはぜひ御堪忍していただきたいという思いを持っております。

○守田憲史副委員長 関連で。その他で言いたかったんですけども、先ほど知事の教育委員会への云々の発言その他で出ましたもので。

知事部局も当然、予算を含めてやはり教育委員会、教育庁の皆さん方に協力しなければいけないと思いますが、この前の議会において渡辺先生の御質問に対して教育委員会の委員長さんが、知事のマニフェストを手元に置きながらという発言がありましたが、あれはやはり教育の公正・中立その他の教育委員会の独立性云々からしたら、これは形式もありますが、決して発言してはいけない、極めて

不適切な発言だったと私は思います。

一応、自分は委員として指摘したいと思えます。

○吉永和世委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○吉永和世委員長 なければ、これで質疑を終了します。

次に採決に入ります。継続、採択、不採択の考えがありますが、この請第1号についてはいかがでしょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。

請第1号を継続審査とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。よって、請第1号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請第4号についてはいかがでしょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。

請第4号を継続審査とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。よって、請第4号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請第5号についてはいかがでしょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。

請第5号を継続審査とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。

よって、請第5号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請第6号についてはいかがでしょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。

請第6号を継続審査とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。よって、請第6号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、報告事項に入ります。

教育委員会から報告の申し出が2件、警察本部からの報告の申し出が2件あっておりますが、報告事項1、2については付託議案等の説明の中で付随するものとして報告がありましたので、この場での説明は省略いたします。

それでは、報告3の説明をお願いいたします。東運転免許課長。

○東運転免許課長 それでは、熊本県手数料条例の一部を改正する条例案の概要について御説明させていただきます。

I Cカード化運転免許証導入に伴う運転免許関係の手数料の改定について、報告いたします。

まずは、改正の理由でございます。平成13年の道路交通法の一部改正により、公安委員会は記載事項の一部を免許証に電磁的方法に

より記録することができる旨規定され、いわゆる運転免許証のICカード化の根拠規定が設けられました。

これに伴いICカード化運転免許証は、平成21年3月までに全国で導入される予定でございます。

本県におきましては平成20年1月4日にICカード化運転免許証を導入する予定で、現在、諸準備を進めているところでございます。また、ICカード化された運転免許関係手数料の標準額につきましては、平成16年12月3日公布されました道路交通法施行令の一部を改正する政令により規定されたところであります。これにあわせて運転免許関係の手数料を改定するため、熊本県手数料条例の一部を改正する必要となったところであります。

次に、改正の要点であります手数料の額を改定する3点について、御説明申し上げます。

1点目は、熊本県手数料条例第2条第1項第404号に規定されている新規免許証の交付手数料を1,650円から2,100円へ、2点目は、同項第405号に規定されております免許証再交付の手数料を3,200円から3,650円へ、3点目は、同項第411号に規定されております免許証更新の手数料を2,100円から2,550円へと、それぞれ手数料がICチップ使用に伴う物品代等として450円増額されます。

なお熊本県収入証紙条例の改正は、必要ありません。

施行日につきましては、ICカード化運転免許証導入予定日であります平成20年1月4日となります。

なお、お手元にお配りしております色刷りのICカード免許証というのを、ごらんいただきたいと思っております。免許証の見本をここに写しておりますが、一番よくわかりますのが本籍欄が空欄になっているところであります。本籍欄はICチップにのみ記録しプライバシーを保護するということが期待されま

す。

さらに、大きさは現行と同じでございますが、厚さが現行より0.26ミリ厚くなり、0.76ミリになります。

それからICチップの中には、氏名、生年月日、本籍、有効期限、免許番号、免許種別、写真、そういうのを写真の左横に内蔵したICチップに記録いたします。

あと、免許証の偽造、変造の防止それからプライバシーの保護、ICチップのセキュリティとしまして暗証番号4けたの数字を2組、これが必要になります。このICチップの暗証番号により記録情報を保護いたします。

それから現在お持ちの運転免許証につきましては、平成20年1月4日以降でも有効でございます。現在の免許証をそのままお持ちの方は、次の更新日または新規に免許を取得されるときに新しいICカード免許証に変わることになります。

以上で、手数料条例にかかわる報告を終わらせていただきます。よろしく、お願いいたします。

○吉永和世委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思っておりますが、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

それでは次に、その他で何かございますでしょうか。

○小杉直委員 昼休み時間になって大分食い込んでしまいましたけれども、1つだけ県警の方に。

今回、森田刑事部長、使命感の強い刑事部長が就任されましたので、お願いといたしますか質問をしたいと思っております。

実は6月議会のときに前刑事部長にも通じ

てお願いしたわけです、7月の参議選を間近に控えて、ここ近年は非常に目に余る文書違反が多くなっている。実質犯の買収、供給等の取り締まりも大事だけれども、どうぞひとつ全国的に文書違反が目には余るから、ぜひ取り締まりをよろしく願いますというようなことをお願いして、悪質なものは取り締まっていますというような答弁をいただいていたわけですね。

結果、選挙状況は御案内かもしれませんが、もう電車通りそれから大型交差点、そこにある政党はもうプラカード式の看板を緑地帯その他道路上にずらっと立てまして、本当に目に余る状況が参議戦のときには熊本も出ました。一般有権者は、それを違反と知らない、ああ、この政党は頑張っておるなというふうな、かえって勘違いした評価をしておる。

それに対して、私が所属しておる政党も、これは余りにもひど過ぎるじゃないか、我々もやろうというようなことの見解が出ましたけれども、それをとめるのに大変苦労したいきさつがございました。それでも、一部の我が党の運動員の中には、ある政党にまねをしたようなこともやりましたし、非常に入り乱れた感があったわけですが、幸い県警の方で、ある政党、その政党の責任者を呼んで強い警告をしていただきましたので、安倍総理が2回目に来熊されるときには、目抜き通りのその違法看板は撤去をしてあったという現状であったわけです。

そういうようなことの流れの中で、新聞報道を見ますと、千葉県警が同じような実態に対して取り締まりをしておるわけですね。そして関西で罰金30万円の判決が出ておる事案がこの新聞記事に載っておるわけですがけれども、これは新聞記事ですから熊本の例と一緒にかどうかはわかりませんが、これを読んだ限りでは熊本とよく似ているなど。ただ、ある政党の党首の秘書が指示・指導したという利害誘導については起訴猶予処分になって

おりますが、緑地帯に立てたプラカード式看板については文書掲示違反ということで罰金刑になっておるわけですね。

ですから私はお願いしたいのは、これはもう全国的に本部長さんたちがやっぱり本庁で話をさせていただいて、やっぱり目に余る文書の掲示違反等については、全国の警察が取り締まりを今後方針を強めていただくようなことをやっていただきたいなというふうに私は思うわけですが、これにつきまして熱血漢の使命感の強い刑事部長さんほどぎゃんお思いになっておるかなと。

○森田刑事部長 一応、警告の件数等からお答えしたいと思いますけれども、先般の参議院議員通常選挙では118件の警告、それと続けてありました衆議院の補選では95件の警告を実施しております。警察としては、警察が行う警告は、これは検挙を前提としたものであると考えております。

県警としては、今後ともこの違法ポスターを確認した場合には、今もやっていますが、掲示責任者に対する警告等を通じて、違法状態の解消を図る、それでもだめなら繰り返して警告する、しかも選挙管理委員会の撤去命令に従わない場合には、検挙を視野に入れて警告していくということがございます。

それから先生がおっしゃいましたように、千葉県の事例は、今後の取り締まりの参考としていきたいと思っております。以上です。

○小杉直委員 これは要望ですが、これも参考までですけれども、私はその現場を見ておりませんので証拠として確認はしていないわけですが、ある政党はともかく、その場所の裏側ではプラカード式の看板をつくる作業場になっておったという話。それから、これもうわさですけれども、また党本部からお金がきたから、この使い道にまたプラカードをつくらぬといかんとか、あるいは警告を受ける

と、それをぱっと除いて別の場所にゲリラ的につけかえるとか、そういうわさすら今回飛んでおりましたので、どうぞひとつ今後の方針につきましては、今お話によった方向でよろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

○氷室雄一郎委員 もう時間がきておりますが、申しわけありません。

教育委員会の方に、9月21日に新聞報道でございました県立高校入試の内申点の問題でございしますが、信頼性のある評定を問いたいという希望を持って、ちょっと質問をさせていただきたいんですが、この問題は以前から非常に大きな問題として取り上げられておりました、今回また「5」の割合がさらに「格差」という大きな文字が躍っております、私もよく見ますと、例えば評価の評定「5」がゼロと。なかなか郡部と市内の格差が非常にあるように感じるわけございまして、郡部の生徒さんがどうかということではないかと思うんですけれども、やはり信頼性のある評価の方法というものにつきまして、指導性が若干徹底されてないんじゃないかと思うわけございまして。特に数学等でゼロというのはわかりますけれども、美術とか技術家庭で「5」がゼロという、そういう郡部の子供さん非常にきついなという思いがあるわけございまして、この点につきまして再度、公平な評価のあり方等をやっぱり徹底させていただかなければ、郡部の子供さん非常にハンディーを背負ったままで受験という形です。さまざまな工夫はこらされておりますけれども、これはもう一遍何とかしていただけないかなという私の要望でございましてけれども、だれか御答弁をお願いします。

○石井高校教育課長 今の御質問でございしますが、新聞の報道で「拡大」というイメージが見出しから受けたわけですが、内容

はそんなになっておりません。実際は1校のみが突出をすると。昨年度が一番高かった中学校でございすけれども、この中学校の割合がまたふえた。そのために最少、最高の幅が出ましたけれども、それ以外についてはむしろその幅は狭まっているということで、今委員おっしゃいましたように、こういった部分につきましては中学校にこれまでどおり、さらに指導を深めてまいりたいというふうに思っております。

○氷室雄一郎委員 今お話がございましたけれども、評価の面で「5」がないというのは、ちょっと常識的に考えて、1人か2人の生徒しかいない学校ならわかりますけれども、特に数学等はもちろん点数が取れなければ非常に厳しいんですけれども、国語とか美術とか技術家庭に「5」がないというのは、私はどういうふうに考えたらいいのかなという何か素朴な疑問がございまして。片や4割とか3割、この「5」がいるという、この評定をつけてあるという、その辺は個々の先生方の内情まで立ち入ることは難しいと思っておりますけれども、常識的に見て何かもう少し客観的な評価のあり方が当然示されておかないかぬのじゃないかと思っておりますが、どうでしょうか。

○木村義務教育課長 本県におきましては、文科省の方から評価規準というものが出来まして、これで十分でないということで平成10年度に評価基準と、精度がより高いということで非常に詳細な部分ということで作りまして、この作成等につきましても各学校に配付したところでございまして。

その後、評価が各学校であいまいさが出るということで、県教委から通知等を出しまして、ある面では各管内で全教科の担当が集まりまして、例えば英語、社会、音楽等の先生を全部集めまして、各学校の評価基準をきち

んと精度を高めようということで話し合いまして、各管内での共通理解があつて、より精度を高めてきたところでございます。

学校によって「5」がないということがございますけれども、「5」というのは特に優れているという部分でございます、「5」の評価基準はつくっております。各学校で生徒の日常の生活とか、あるいはもちろん教科等のテストあるいは学習態度、あらゆる観点を見まして「5」ということを付けていきまして、ある学校でゼロということは、「5」の段階の評価基準に達しない子がいたということでそういう結果が出ているんじゃないかと思つているところがございます。

○氷室雄一郎委員 御説明はわかるんですけども、片一方ではかなり高いところ出されている、片一方では精度の低い数字が出てきているということがあります。単純に考えれば、もう少し何らかの形で公平な目で信頼性のある評定をやっぱり指導していく中で改善が図られるんじゃないかと思つておりますので、その辺は今後とも、また継続していく問題でございますので御配慮いただきたいということと……、もう結構です。要望しておきます。

○吉永和世委員長 ほかに。

○平野みどり委員 もう簡潔に、2点お伺いします。

まず、中学校で武道を必修にするというのが出ていましたけれども、これはどのように取り組まれるのかなということ。その指導に当たる教員は十分にいるのかということとか、あと選択をする際、武道に当たる部分というのはいろいろありますけれども、それぞれの指導者が学校に教科を教える時間内にいるのかというような部分、ちょっとわからないなと思つました。

あとは、熊本市はもう前倒しで始めているそうですけれども、どういう取り組みをしているのか、県教委としてはもう把握されているのか。

それと、武道とダンスということですが、これも性差によって、女性はダンス、男性は武道ということではないと思つていますが、そういうふうにもむしろならないように、ヤワラちゃんみたいな武道家だつて出るわけですからね。そこら辺ちょっと気になるんですけれども、どのような取り組みをされようとしておられるか。

○八十田体育保健課長 今、平野先生がおっしゃいました中教審の中間報告のところのことだと思いますが、現在、私たちがその件で聞いておりますのは、中学1、2年生で7領域でございますが、その領域をすべて取らせる。今は武道領域とダンス領域のほうの二つの選択ということに現行はなつておりますが、そうじゃなくてすべての領域を履修させるということで、必然的に「必修」という言葉が使われたというふうになっております。

○平野みどり委員 7領域というのは……。

○八十田体育保健課長 陸上、水泳など、そういう領域をすべて1、2年生で1回取らせるということでございますので、武道もそこに入っているという形でございます。それで、現在は、武道とダンス領域のどちらかを選択をするという形になっております。

それで、先ほど男女履修の問題でございますが、それは現在は選択でございますので自由でございますが、ただ教員数とかそういういろんな問題で、小さな学校では武道だけしかできないとか、そういう領域もございまして、各学校の実態に合わせて、なるべく広く選択ができるように指導しております。（「熊本市は……」と呼ぶ者あり）熊本市も武

道とダンスの選択でございます。

○平野みどり委員 ほかの市町村はどうですか。もう順次始まっているんですか。

○八十田体育保健課長 武道とダンスの選択は、もう前回の改正でそういうふうになっておりますので、すべての学校で取り扱っております。

○平野みどり委員 これからまたできるだけ、選択があるんだったら選択ができるように指導者……、指導者ですけれども、指導者は本当にその領域をカバーできるだけ十分いらっしゃるんですか。武道も含めて指導ができる先生方。

○八十田体育保健課長 中学校、高校の体育の指導者でございますが、一応専門という形ではなく、体育の指導者でございますので、すべての領域を指導できなければなりませんので、武道の指導者が少ないと言われておりますが、もうここ続けて5、6年、武道の講習会を開いて、有段者でなかった先生にはその段位を取らせるとかいうシステムをとっております。

○平野みどり委員 わかりました。

もう1点。今回の一般質問で早田議員が特別支援教育支援員の配置についての質問をしていただきました。まさに、この常任委員会で聞こうかなというふうに思っていたところですが、未配置のところをぜひ市町村にしっかり働きかけをしていただきたいなというふうに思います。

全校に1人は置けるような予算措置、250億円だというふうに思いますが、それとその支援員の方々の待遇というのが十分でないという話も聞きます。時給が1,600円で5時間ぐらいとかという、八代市も含めて、そこら

辺の平準化というのは、その市町村の財政規模にもよるかもしれませんが、交付税で措置されていますので、その先生方の処遇に関してもどんなふうに考えていらっしゃるのかなという点が1点。

それと、7月に知的障害児学校、養護学校ですね、そのPTAの方々から要望書が出ていると思います。近年、特別支援教育になって義務制の小学校、中学校の方で、養護学校に行かずにその通常学級に在籍している子供とか、特別支援学級にいらっしゃる子供とかおられますので、その人たちが普通高校はなかなか厳しいということで養護学校に入っていくという部分、十分把握されないまま、それと地域間格差といいますか、そこら辺、この学校の周辺にこれくらいの数の子供たちがいるという十分な把握があって、それでクラス数が、学級数が決めていかれるのならばいいんですけれども、そこら辺のミスマッチがあって、この前の6月議会でも言いましたように、遠方に通学を余儀なくされている子供たちがいて、体力的にも精神的にも大変厳しい、通学指導される先生方の御負担も多いというふうに伺っています。

一日も早くこういった不安な気持ちを解消させてほしいという保護者の皆さんの切実な思いがあるわけですが、知的障害児の養護学校高等部の入学、一応全入はできたんですが、地域の学校に偏在しているというようなこととか、遠方でもう諦めざるを得ないというような子供とかいるという現状についてどう改善されようとされているのか、この2点をお伺いします。

○石井高校教育課長 まず最初の、特別支援教育支援員の配置の件でございますが、これは昨年度の後半に文科省の方から連絡がきまして、各市町村の方に交付税措置がされるから連絡の徹底をとということで、県教委としては市町村の方に働きかけ、特に教育委員会の

方に予算の要求をしていただくようお願いをしてきたところでございます。

それ以上のことは県としてもなかなか難しいところがございます、そういう措置があるということの周知に努めておるところでございます。

それから知的障害の子供たちの高等部の件でございますけれども、これについては庁内でも、少子化という一般的な流れの中にありながら、特別支援の必要な子供たちが微増の傾向にあるということで、子供たちの希望が満たされるのか、今、課内の方では検討をしておるところでございます。実際には、今、委員御指摘のように毎年度希望する生徒を確認をして、その上で募集定員を決定するという作業をしております。しかしながら、希望の多い熊本養護学校あたりにおきましては、もうこれ以上学級数をふやせる状況にはないというような状況です。したがって、6月の議会でも御質問がございましたように、遠方の学校に行かざるを得ない子供たちがいるという状況は十分把握をしております。

ただ、中にはみずからその学校の指導の状況がいいということでその学校を選んでいる。そのために通学時間が1時間半以上というような子供もおりますけれども、今委員御指摘の部分については本課も課題意識として持っているところでございます。

○平野みどり委員 特にこれから、また高校にその子供たちが入っていくということの中で、特別支援教育は本当に義務制から高校まで、これから高校の特別支援教育コーディネーターも養成されて、小中学校の全校にコーディネーターが配置されているという状況ですね。把握しておりますけれども、高校の先生からすると、何か別世界からやって来た子供たち、義務制の先生方は地域の学校の子供たちということで割と抵抗感もないのかもしれませんが、高校の先生方は非常に抵抗感が

あって、本当に特別支援教育コーディネーターになった方あるいは担任になった方が、こんなことで悩んでいるのかというような、私が聞くと、というようなことで周りの先生方と連携ができてないという部分もあります。昨年の12月に障害者の権利条約というのが国連で採択されたんですけれども、文科省も条約の趣旨に照らして国内法の見直しを進めていくということですので、できるだけ地域で学びたい、そして行ける学校では必要な合理的な配慮が得られるような状況を一日も早くつくっていただきたいというふうに思います。以上です。

○吉永和世委員長 ほかに。(「ちょっと、いいですか」と呼ぶ者あり)はい。

○石井高校教育課長 今、高校の方の指導体制というお話でございましたけれども、先生御指摘のように、特別支援教育コーディネーターを各学校に置くような指導体制を整えるように指導しておるところでございます。

また、この夏には特別支援教育コーディネーターといったものとかやっておりますけれども、ことしは高校から全員、全校から出席をするという、こういう意識も高まってきているというふうに認識をしております。

○平野みどり委員 今、私も言いましたように、高校の先生方も理屈がわかっただら、ああそうなのかということで、また受け入れもできるだろうというふうに思うんですね。ですから、ぜひ今回の条約がどういう趣旨を持ってこれからの教育を、障害を持つ子供たちの学びの場を実現しようというような趣旨でつくられてきているのか、あるいは文科省がその趣旨に照らしてどういうふうに変わっていかしているのかという部分を学んでいただくような機会、この条約に関して学んでいただくような機会もぜひつくっていただき

たいというふうに思います。以上です。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 なければ、以上で本日の議題は終了しました。

最後に、陳情・要望書等一覧のとおり、要望書3件、提案書1件が提出されております。

また、9月25日に要望書が1件追加されており、参考としてお手元に写しを配付しておきます。

それでは、これもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

午後0時41分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

文教治安常任委員会委員長